

広島県告示第八百九十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年九月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

三次市（旧双三郡）、尾道市（旧御調町、旧向島町及び旧因島市）、三原市（旧久井町）、北広島町、神石高原町及び安芸太田町

二 対象となる特定計量器

ひょう量一トン以上の大型はかり

三 検査の実施期日

平成十九年十月一日から平成十九年十一月三十日まで

四 実施場所

当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会